

「使用料」に関する所得税の納税について

2019年2月4日～7日にかけて、立川税務署による源泉所得税についての税務調査が行われました。

租税条約で支払者の居住国で課税をする旨を定めている国（別紙1）で特許権や著作権、設備の使用料（レンタカー等の借り上げ）の支払いをする場合には、所得税法第161条第十一項に基づき、日本において使用料に対する所得税20.42%を納付する必要があるとの指摘を受けました。

今後は、対象の国において、著作物やレンタカー使用料を支払う際は、源泉所得税を日本で納付することとなります。ただし、運転手付きの車両を借り上げた場合は、単なる物の使用ではないと見なされるため、日本で所得税を納付する必要はありません。

日本で納税が必要な場合は、支払先に所得税20.42%を源泉控除した金額を支払い、その後、支払先が日本の税務署発行の「源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税証明書」により、対象国の確定申告にて外国税額控除を受けることになります。

支払先の理解を得ることが困難である場合は、支払先には、請求額全額を支払い、日本で納める分を上乗せした金額（グロスアップ）の20.42%分を日本の税務署に納税する方法をとります。よって、その場合は、税額分多く予算の確保が必要です。

また、租税条約に関する届出書及び添付書類を税務署に提出し認められた場合には、税率が減免されることがありますが、必要書類の提出が必要です。

別紙1の対象国にて使用料が発生する場合、事前にご相談をお願いいたします。適正な納税にご協力をお願いいたします。

【参考1】支払の事例

対象国にて1,000ドルのレンタカー代を立替払い。（1ドル＝100円の場合。）
大学より立替払い分100,000円をお振り込み。（1,000ドル＝100,000円。）
大学より税務署に25,659円納付。（100,000円×20.42%÷79.58%。）

今回のレンタカー代に関する執行額は、100,000円＋25,659円＝125,659円。

計算式 納付額＝請求額×20.42%÷79.58%
総執行額＝請求額＋納付額

【参考2】国税庁ホームページ

【手続名】源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税証明願

http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_31.htm

【手続名】租税条約に関する届出（使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/1648_41.htm

○所得税法

第一章 国内源泉所得

(国内源泉所得)

第六十一条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

十一 国内において業務を行う者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務にかかるもの

イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらの準ずるものの使用料又はその譲渡による対価

ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の使用料又はその譲渡による対価

ハ 機械、装置その他政令で定める用具の使用料

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第六十二条 租税条約（第二条第一項第八号の四ただし書（定義）に規定する条約をいう。以下この条において同じ。）において国内源泉所得につき前条の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける者については、同条の規定にかかわらず、国内源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。この場合において、その租税条約が同条第一項第六号から第十六号までの規定に代わって国内源泉所得を定めているときは、この法律中これらの号に規定する事項に関する部分の適用については、その租税条約により国内源泉所得とされてものをもってこれに対応するこれらの号に掲げる源泉所得とみなす。

2 恒久的施設を有する非居住者の前条第一項第一号に掲げる所得を算定する場合において、租税条約（当該非居住者の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし、当該非居住者の恒久的施設と事業場等との間の同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨の定めのあるものを除く。）の適用があるときは、同号に規定する内部取引には、当該非居住者の恒久的施設と事業場等との間の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の支払に相当する事実その他政令で定める事実は、含まないものとする。

(国内源泉所得の範囲と細目)

第六十三条 前二条にさだめるもののほか、国内源泉所得の範囲に関し必要な事項は、政令で定める。

○所得税法施行令

(国内業務にかかる使用料等)

第二百八十四条 法第六十一条第一項第十一号ハ（国内源泉所得）に規定する政令で定める用具は、車両及び運搬具、工具並びに器具及び備品とする。

2 法第六十一条第一項第十一号の規定の適用については、同号ロ又はハに規定する資産で居住者又は内国法人の業務の用に供される船舶又は航空機において使用されるものの使用料は、同号の規定に該当する使用料とし、当該資産で非居住者又は外国法人の業務の用に供される船舶又は航空機において使用されるものの使用料は、同号の規定に該当する使用料以外の使用料とする。